

香川県産業技術センター規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月27日

香川県知事 池田豊人

香川県規則第25号

香川県産業技術センター規則の一部を改正する規則

香川県産業技術センター規則（平成12年香川県規則第59号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
別表第1（第12条関係）			別表第1（第12条関係）		
1 略			1 香川県産業技術センター機器使用料		
区分	単位	金額	区分	単位	金額
略			略		
非接触三次元測定機	略		非接触三次元測定機	略	
			<u>二次元レーザー変位測定装置</u>	<u>1時間当たり</u>	<u>380円</u>
万能材料試験機(100トン)	1時間当たり	<u>2,670円</u>	万能材料試験機(100トン)	1時間当たり	<u>2,480円</u>
略			略		
万能材料試験機(5トン)	1時間当たり	<u>2,400円</u>	万能材料試験機(5トン)	1時間当たり	<u>2,320円</u>
略			略		
平面研削盤	略		平面研削盤	略	
			<u>超精密平面研削盤</u>	<u>1時間当たり</u>	<u>4,080円</u>
立形フライス盤	略		立形フライス盤	略	
略			略		
平面ラップ盤	略		平面ラップ盤	略	
			<u>精密研削盤</u>	<u>1時間当たり</u>	<u>450円</u>
精密試料切断機	略		精密試料切断機	略	
略			略		
シャルピー衝撃試験機	1時間当たり	<u>310円</u>	シャルピー衝撃試験機	1時間当たり	<u>500円</u>
略			略		
高温電気炉(ファインセラミックス用)	略		高温電気炉(ファインセラミックス用)	略	
			<u>熱間等方圧加圧装置</u>	<u>1時間当たり</u>	<u>5,470円</u>
スプレードライヤー(5リットル)	略		スプレードライヤー(5リットル)	略	
略			略		
低温低真空対応走査型電子顕微鏡(元	略		低温低真空対応走査型電子顕微鏡(元	略	

素分析付)		
原子間力顕微鏡	1時間当たり	7,390円
波長分散型蛍光X線分析装置(4キロワット)	略	
略		
ドラフトチャンバー	1時間当たり	640円
略		
三次元CAD/CAMシステム	1時間当たり	700円
略		
衝撃試験装置	1時間当たり	2,740円
略		
真空巻締機	1時間当たり	390円
略		
原子吸光分析装置	1時間当たり	1,650円
略		

2 略

3 略

区分	単位	金額
略		
真空巻締機	1時間当たり	390円
略		
原子吸光分析装置	1時間当たり	1,650円
略		

別表第2(第12条関係)

1 略

区分	単位	金額
略		
金属材料試験		
強度試験		
引張試験又は圧縮試験の場合	1件	2,970円
曲げ試験の場合	1件	2,260円
シャルピー衝撃試験の場合	1件	1,880円
略		

素分析付)		
波長分散型蛍光X線分析装置(4キロワット)	略	
略		
ドラフトチャンバー	1時間当たり	160円
略		
三次元CAD/CAMシステム	1時間当たり	650円
略		
衝撃試験装置	1時間当たり	1,230円
略		
真空巻締機	1時間当たり	300円
略		
原子吸光分析装置	1時間当たり	640円
略		

2 略

3 香川県産業技術センター発酵食品研究所機器使用料

区分	単位	金額
略		
真空巻締機	1時間当たり	300円
略		
原子吸光分析装置	1時間当たり	640円
略		

別表第2(第12条関係)

1 香川県産業技術センター手数料

区分	単位	金額
略		
金属材料試験		
強度試験		
丸鋼又は異形棒鋼の場合	1件	2,860円
その他の場合	1件	1,370円
略		

特殊物理試験	1 項目	<u>4,600円</u>
略		
食品・食品原料分析		
略		
特殊分析		
略		
無機成分	1 成分	<u>5,210円</u>
略		

2 略

区分	単位	金額
食品・食品原料分析		
略		
特殊分析		
略		
無機成分	1 成分	<u>5,210円</u>
略		

特殊物理試験	1 項目	<u>4,510円</u>
略		
食品・食品原料分析		
略		
特殊分析		
略		
無機成分	1 成分	<u>4,700円</u>
略		

2 香川県産業技術センター発酵食品研究所手数料

区分	単位	金額
食品・食品原料分析		
略		
特殊分析		
略		
無機成分	1 成分	<u>4,700円</u>
略		

附 則

- 1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表第1の規定は、この規則の施行の日以後の利用の申請に係る使用料について適用し、同日前の利用の申請に係る使用料については、なお従前の例による。